

委託業務仕様書

第1章 業務概要

- 1 業務名称 令和8年度 石岡地方斎場雷害対策調査及び計画策定業務委託
- 2 施設概要 本業務の対象となる施設の概要を次のとおりとする。
 - (1) 名 称 石岡地方斎場組合石岡地方斎場
 - (2) 所 在 地 茨城県石岡市染谷 1749 番地
 - (3) 用 途 火葬場
 - (4) 構造規模 鉄筋コンクリート造平屋建て 延床面積 3,411.52 m²

- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

4 業務目的

現石岡地方斎場は平成26年度に完成し、その後令和3年度には待合棟が増築され、地域密着型の斎場として多くの利用がある。その数は年間2,000件を超え、今後も増加することが予想される。そのような状況の中、近年では気候変化の影響もあり、落雷による設備が故障する被害が多数発生している。石岡地方斎場は重要なインフラ施設であるため、施設の運用や機能に支障が生じないように、雷害対策に万全を期すことが求められている。

そこで、本業務では当該施設において雷害対策を実施するために必要とされる雷害対策調査、雷害対策計画の策定を行う。今後、雷害対策に係る実施設計及び改造工事を予定しており、計画策定にあたっては、必要な対策方法、導入設備等の検討、コスト比較等を行うものとする。

なお、調査対象となる設備については以下の通りとし、詳細は監督職員と協議して決定するものとする。

- ・電気設備一式
- ・通信設備一式
- ・自家発電設備一式
- ・冷暖房設備一式
- ・換気設備一式
- ・消防用設備一式
- ・給排水衛生設備一式
- ・接地設備一式
- ・火葬炉設備一式
- ・外装材（金属屋根等）一式

5 業務概要

- (1) 本業務は、当該施設において雷害対策を実施するために必要とされる雷害対策調査及び雷害

対策計画の策定、概算工事費の算出を行う。

なお、一般財団法人全国自治協会作成「公共施設のための雷害対策ガイドブック」の内容に添ったものとし、雷害対策を検討すること。

- (2) 雷害対策調査においては、現状の施設内設備の状況及び分析結果を報告すること。
- (3) 雷害対策計画の策定においては、調査及び分析結果を基に雷害対策の検討を行い、雷害対策に必要となる提案書の作成を行うこと。

6 留意事項

- (1) 業務は本仕様書により行うほか、関係法令、基準に定めがあるものについては、これに基づいて行うこと。
- (2) 本業務実施の詳細は業務仕様によること。
- (3) 業務における調査の際は、既存施設や機器に損傷を与えないよう実施し、施設等に損傷を与えるおそれがあるときは、予め監督職員の指示を受けること。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項について、調査又は設計上当然為すべきことは受託者の負担において実施すること。
- (5) 業務の実施中、作業従事者及び第三者に及ぼした傷害、既設品の損害等は全て受託者において補償すること。
- (6) 本仕様書の解釈について疑義が生じた時は、速やかに監督職員に連絡して指示を受けること。
- (7) 調査及び業務の実施に当たっては、委託者と綿密な打ち合わせを行うこと。

7 業務仕様

(1) 雷害対策調査

当該施設において、施設内設備の調査を行うこと。

ア 現状の雷害防護対策状況

イ SPD 等の雷害対策設備の設置箇所

ウ その他設計に必要な事項

エ 主な雷害対策検討対象設備

- (ア) 電気設備（受電盤、電灯設備、自動火災報知設備等）
- (イ) 通信設備（放送、電話、情報設備等）
- (ウ) 自家発電設備（無停電電源装置、非常用発電機等）
- (エ) 冷暖房設備
- (オ) 換気設備
- (カ) 消防用設備（自火報、防火排煙、非常放送等）
- (キ) 給排水衛生設備（ポンプ、制御盤等）
- (ク) 接地設備
- (ケ) 火葬炉設備
- (コ) 外装材（屋根等）

(2) 雷害対策計画の策定

調査結果を基に雷害対策の検討を行うこと。

実施可能な雷害対策を複数案検討し、各案のメリット、デメリットを整理すること。

また、現状の雷害対策設備があれば活用するなどの検討を行い、最も費用対効果が高いと認められる案を計画案として策定すること。

なお、施設近傍に特高送電線が設置されていることから、必要に応じて外部雷保護の強化対策についても検討を行うこと。

(3) 概算工事費の算出

計画案に基づく雷害対策に必要な費用について、概算工事費を算出すること。

8 成果物の提出

(1) 成果物として、次の図書を提出すること。

- ・ 雷害対策調査報告書 (1 部)
- ・ 雷害対策計画書 (1 部)
- ・ 雷害対策概算工事費 (1 部)

(2) 成果物については紙媒体の他、電子媒体（PDF、Word、Excel いずれかのファイル形式）で提出すること。

(3) 成果物の提出に当たっては、監督職員と協議の上、指定する期日までに提出すること。

9 図書・資料の貸出

既設の施設平面図、立面図、電源系統図（接地含む）、通信系統図などは委託者にて紙及び PDF ファイルで提示する。

その他、受託者が施設内の図面・資料等の貸出を委託者に求めた場合、委託者は必要に応じて貸出することができる。ただし、貸出を受けた受託者は、知り得た内容を不当に第三者へ漏らしはならない。また、貸出した資料については厳重管理を行い、業務終了後に委託者に返却すること。

10 適用規格

業務に当たっては、以下の法令及び基準等によるものとする。

(1) 雷害対策設計施工要領（案）・同解説 平成 31 年版

(2) 日本産業規格

- ・ JIS Z 9290-3:2019 雷保護—第 3 部：建築物等への物的損傷及び人命の危険
- ・ JIS Z 9290-4:2016 雷保護—第 4 部：建築物等内の電気及び電子システム

(3) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和 7 年度版

(4) 建築設備設計基準 令和 6 年版

第2章 業務の実施

本特記仕様書に記載された特記事項については「・」印に「※」印が付いたものを適用する。

1 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。また、以下に掲げる技術基準等は最新年版のものを使用することとする。

なお、市販されているもの以外は国土交通省ホームページに掲載している。

(1) 共通

※官庁施設の基本的性能基準

- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・木造計画・設計基準
- ・木造計画・設計基準の資料

※官庁施設の環境保全性基準

※建築物解体工事共通仕様書

(2) 建築

※建築工事設計図書作成基準

※建築工事設計図書作成基準の資料

※公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

※公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

- ・公共建築木造工事標準仕様書

※建築設計基準

※建築設計基準の資料

※建築構造設計基準

※建築構造設計基準の資料

※建築工事標準詳細図

- ・構内舗装・排水設計基準
- ・構内舗装・排水設計基準の資料

(3) 設備

※建築設備計画基準

※建築設備設計基準

※建築設備工事設計図書作成基準

※公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

※公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）

※公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

※公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

※公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

※公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

・雨水利用・排水利用設備計画基準

※建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）

※建築設備耐震設計・施工指針（（一社）公共建築協会）

・空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン

2 提出書類等

(1) 受注者は、業務に着手するときは、契約図書及び石岡市建設コンサルタント業務執行規則に基づき、次の書類を提出するものとする。

ア 業務工程表

イ 着手届

ウ 管理技術者及び照査技術者選（改）任通知書

(2) 次に掲げる書類等の提出場所（石岡地方斎場組合）

提出書類等	部数	製本形態	備考
① 提出書類 ※調査報告書 ※雷害対策計画書 ※概算工事費	1 部 1 部 1 部	A4 版ファイル A4 版ファイル A4 版ファイル	
② その他 ・	部		
③ 資料 ・	部		

(3) 業務が完了したときは、成果物の納品書を添え、業務完了通知書を提出するものとする。

(4) 業務実績情報の登録の要否

・ 要

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。

なお、登録に先立ち、登録内容について、監督員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（監督員の押印済み）」を検査員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

※ 不要

3 管理技術者及び主任担当技術者の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者及び主任担当技術者を適切に配置した体制とする。

(1) 管理技術者

管理技術者の要件は次による。

なお、受注者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該

法人に所属する者を配置しなければならない。

※建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

- ・ 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士又は建築士法第 2 条第 3 項に規定する二級建築士
- ・ 建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士
- ・ 下記の実務経験（建築士法施行規則第 1 条の 2 に定める内容をいう。以下同じ。）を有すること。
 - ・ 18 年以上
 - ・ 13 年以上
 - ・ 8 年以上

※5 年以上

※管理技術者は、（※総合 ※構造 ※電気 ※機械）分野の主任担当技術者を兼務してよいこととする。

(2) 主任担当技術者

主任担当技術者の資格要件は次により、総合、構造、電気、機械の分野毎に 1 名配置するものとする。

※下記の実務経験を有すること

- ・ 18 年以上
- ・ 13 年以上
- ・ 8 年以上

※5 年以上

4 打合せ及び記録

(1) 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

ア 業務着手時

イ 業務計画書に定める時期

ウ 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時

エ その他（ ）

(2) 業務着手から 30 日毎に監督職員へ業務の進捗状況の報告を行う。なお、監督職員が不要と判断した場合はこの限りではない。

5 成果物等の情報の適正な管理

(1) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。

なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、「業務の成果物（未完成の成果物を含む。）」、「その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの」等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

- ア 委託者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
- イ 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
- ウ 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
- エ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
- オ 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、監督職員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- カ 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密も保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- (2) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに委託者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- (3) 上記(1)及び(2)の規定は、契約終了後も対象とする。
- (4) 上記(1)、(2)及び(3)の規定は、協力者等に対しても対象とする。